

平成14年度診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト

平成14年3月15日第1版

区分番号	改正内容	改正対応
	<p>画像診断 通則</p> <p>(通則の追加)</p> <p>4 区分番号E001、E004、E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、月1回に限り所定点数に48点を加算する。ただし、画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。</p> <p>5 区分番号E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2として、月1回に限り所定点数に72点を加算する。</p> <p>6 遠隔画像診断による画像診断(区分番号E001、E004、E102又はE203に限る。)を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が通則4の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、月1回に限り、画像診断管理加算1を算定することができる。ただし、画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。</p>	<p>施設基準コード</p> <p>画像診断管理加算1：236 画像診断管理加算2：237 遠隔画像診断管理加算：238</p> <p>施設基準情報より算定可否のチェックを行う</p>

平成14年度診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト

平成14年3月15日第1版

区分番号	改正内容	改正対応
	<p>7 遠隔画像診断による画像診断（区分番号E102及びE203に掲げる画像診断に限る。）を通則6に規定する保険医療機関間で行った場合であって、受信側の保険医療機関が通則5の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、月1回に限り、画像診断管理加算2を算定することができる。</p>	

平成 1 4 年度診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト

平成14年3月15日第1版

区分番号	改 正 内 容	改 正 対 応																														
E100	<p>シンチグラム（画像を伴うもの）</p> <p>（項目の組み替え）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; vertical-align: middle;">{</td> <td style="width: 85%;">1 シンチグラム（1スキャン又は1コマ）</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">860点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>注 5スキャン又は5コマを限度として、1スキャン又は1コマにつき所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">{</td> <td>2 血流動態シンチグラム（一連につき）</td> <td style="text-align: right;">1400点</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">{</td> <td>3 全身シンチグラム</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 1方向</td> <td style="text-align: right;">1400点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 2方向以上</td> <td style="text-align: right;">2500点</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">{</td> <td>4 血栓シンチグラム、炎症シンチグラム（インジウムを用いるもの）</td> <td style="text-align: right;">2000点</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">{</td> <td>1 部分（静態）（一連につき）</td> <td style="text-align: right;">1300点</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">{</td> <td>2 部分（動態）（一連につき）</td> <td style="text-align: right;">1800点</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">{</td> <td>3 全身（一連につき）</td> <td style="text-align: right;">2200点</td> </tr> </table> <p>（注の削除）</p> <p>注1 検査に当たって、得られた画像及び情報をコンピューターにより解析処理を行った場合は、同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査の1処理につき400点を加算する。ただし、3以上の処理を行った場合は、3処理を限度として算定する。</p>	{	1 シンチグラム（1スキャン又は1コマ）	860点		注 5スキャン又は5コマを限度として、1スキャン又は1コマにつき所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。		{	2 血流動態シンチグラム（一連につき）	1400点	{	3 全身シンチグラム			イ 1方向	1400点		ロ 2方向以上	2500点	{	4 血栓シンチグラム、炎症シンチグラム（インジウムを用いるもの）	2000点	{	1 部分（静態）（一連につき）	1300点	{	2 部分（動態）（一連につき）	1800点	{	3 全身（一連につき）	2200点	<p>点数マスタの変更を行う</p> <p>* 点数マスタ更新データの提供を行う</p>
{	1 シンチグラム（1スキャン又は1コマ）	860点																														
	注 5スキャン又は5コマを限度として、1スキャン又は1コマにつき所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。																															
{	2 血流動態シンチグラム（一連につき）	1400点																														
{	3 全身シンチグラム																															
	イ 1方向	1400点																														
	ロ 2方向以上	2500点																														
{	4 血栓シンチグラム、炎症シンチグラム（インジウムを用いるもの）	2000点																														
{	1 部分（静態）（一連につき）	1300点																														
{	2 部分（動態）（一連につき）	1800点																														
{	3 全身（一連につき）	2200点																														

平成 1 4 年度診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト

平成14年3月15日第1版

区分番号	改正内容	改正対応																				
E101-2	<p>ポジトロン断層撮影</p> <p>(項目の追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> { <ul style="list-style-type: none"> ポジトロン断層撮影 (¹⁵O標識ガス剤を用いた一連の検査につき) 10000点 { <ul style="list-style-type: none"> 1 ¹⁵O標識ガス剤を用いた場合(一連の検査につき) 7000点 2 ¹⁸FDG を用いた場合(一連の検査につき) 7500点 <p>(注の追加)</p> <p>注1 ¹⁵O標識ガス剤の合成及び吸入並びに¹⁸FDGの合成及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。</p> <p>2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。</p>	<p>施設基準コード：325</p> <p>施設基準情報より届け出有無を取得し、自動算定を行う</p>																				
E200	<p>コンピューター断層撮影(一連につき)</p> <p>(点数の引き下げ)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 単純CT撮影</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 頭部</td> <td style="padding-left: 20px;">655点</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ロ 躯幹</td> <td style="padding-left: 20px;">880点</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ハ 四肢</td> <td style="padding-left: 20px;">610点</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 頭部</td> <td style="padding-left: 20px;">620点</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ロ 躯幹</td> <td style="padding-left: 20px;">830点</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ハ 四肢</td> <td style="padding-left: 20px;">570点</td> </tr> </table>	1 単純CT撮影			イ 頭部	655点	}	ロ 躯幹	880点	ハ 四肢	610点				イ 頭部	620点	}	ロ 躯幹	830点	ハ 四肢	570点	<p>点数マスタの変更を行う</p> <p>* 点数マスタ更新データの提供を行う</p>
1 単純CT撮影																						
イ 頭部	655点	}																				
ロ 躯幹	880点																					
ハ 四肢	610点																					
イ 頭部	620点	}																				
ロ 躯幹	830点																					
ハ 四肢	570点																					

平成14年度診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト

平成14年3月15日第1版

区分番号	改正内容	改正対応															
E202	<p>磁気共鳴コンピューター断層撮影（一連につき）</p> <p>（点数の引き下げ）</p> <p>1 単純MRI撮影</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">イ 頭部</td> <td style="padding-right: 10px;">1 6 6 0 点</td> <td style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td style="padding-right: 10px;">イ 頭部</td> <td style="padding-right: 10px;">1 1 4 0 点</td> </tr> <tr> <td>ロ 軀幹</td> <td>1 7 8 0 点</td> <td></td> <td>ロ 軀幹</td> <td>1 2 2 0 点</td> </tr> <tr> <td>ハ 四肢</td> <td>1 6 9 0 点</td> <td>}</td> <td>ハ 四肢</td> <td>1 1 6 0 点</td> </tr> </table>	イ 頭部	1 6 6 0 点	}	イ 頭部	1 1 4 0 点	ロ 軀幹	1 7 8 0 点		ロ 軀幹	1 2 2 0 点	ハ 四肢	1 6 9 0 点	}	ハ 四肢	1 1 6 0 点	<p>点数マスタの変更を行う</p> <p>* 点数マスタ更新データの提供を行う</p>
イ 頭部	1 6 6 0 点	}	イ 頭部	1 1 4 0 点													
ロ 軀幹	1 7 8 0 点		ロ 軀幹	1 2 2 0 点													
ハ 四肢	1 6 9 0 点	}	ハ 四肢	1 1 6 0 点													